東京大学病院特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１８年　３月３０日
改正　平成１９年　３月２６日
改正　平成２０年　３月２５日
改正　平成２１年　３月２６日
改正　平成２３年　３月２８日
改正　平成２４年　３月２９日
改正　平成２５年　３月２８日
改正　平成２６年　３月２７日
改正　平成２７年　３月２６日
改正　平成２８年　３月２３日
改正　平成３０年　３月２０日
改正　令和　２年　３月２６日
改正　令和　３年　３月１８日
改正　令和　５年　３月２３日
改正　令和　８年　９月１７日

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、期間を定めて雇用する短時間勤務有期雇用教職員（労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含み、東京大学病院短時間勤務有期雇用教職員就業規則（以下「短時間勤務有期雇用就業規則」という。）第２条第２項に定めるものを除く。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

（特定短時間勤務有期雇用教職員の種類等）

第２条　この規程により雇用することができる特定短時間勤務有期雇用教職員の種類は、次の各号に掲げるもの（特定有期雇用教職員に該当するものを除く。以下同じ。）とする。

(1)　特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）
(2)　特任研究員
(3)　学術専門職員
(4)　特任専門員
(5)　特任専門職員
(6)　その他別に定める者

２　前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、この規程及び別に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用就業規則の規定を準用する。

３　第１項各号に掲げるものの基本給の支給単位は時間給とし、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４条に基づき定められる東京都における最低賃金額（１０円未満の端数があったときは、これを切り上げた額）を下限として、１０円単位で、別表１に定める上限額表の区分に応じそれぞれ同表に定める上限額の範囲内で個人別に決定する。

４　前項の規定にかかわらず、役員会の承認を得た場合には、別表に定める上限額を超える額に決定することができる。

第２章　特任教員

（特任教員の定義等）

第３条　特任教員とは、プロジェクト等（寄付講座又は寄付研究部門を含む。以下同じ。）において教育研究に従事する者をいう。

２　特任教員の選考基準は、東京大学病院教員の就業に関する規程（以下「教員就業規程」という。）第３条の規定を準用する。
３　特任教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。
（就業に関する特例）
第４条　特任教員には、短時間勤務有期雇用就業規則第４条、第１１条、第５４条及び第６５条の規定は適用しない。
（研究代表者等特別手当）
第４条の２　研究代表者等特別手当は、別に定める東京大学研究代表者等人件費制度の定めの適用を希望し、総長の承認を受けた教職員に支給する。ただし、手当額の一の会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までの間）における総額は、別表２に定める額を上限とする。
（契約期間及び契約の更新）
第５条　特任教員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、予算の状況及び当該特任教員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。
(1)　一の会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）を限度とする契約期間とする。この場合の更新については、一の会計年度を限度として契約の更新をすることができる。
(2)　必要に応じ、３年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、３年を限度として契約の更新をすることができる。
(3)　労働基準法第１４条第１項第１号に規定する高度の専門的知識等を有する者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）については、５年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、５年を限度として契約の更新をすることができる。
(4)　前３号に定める契約の更新について、プロジェクト等又は業務の性質等により一定の期間内に完了することが予定されている場合は、更新回数及び通算契約期間の限度を定めることができる。
２　採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満６５歳に達し、かつ、その日以後の最初の３月３１日を超えることとなる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。
３　契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は、雇入れの日から起算して１年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の３０日前までにその旨予告するものとする。
（特任教員の基本給）
第６条　削除

第３章　特任研究員

（特任研究員の定義等）
第７条　特任研究員とは、プロジェクト等において、専ら研究に従事する者をいう。
（就業に関する特例）
第８条　特任研究員には、短時間勤務有期雇用就業規則第４条、第１１条、第５４条及び第６５条の規定は適用しない。
（契約期間及び契約の更新）
第９条　特任研究員の契約期間及び契約の更新は、第５条の規定を準用する。
（特任研究員の基本給）
第１０条　削除

第４章　学術専門職員

（学術専門職員の定義）
第１１条　学術専門職員とは、プロジェクト等において専門的な知識等を必要とする業務を行う者（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第１５条の２第１項第１号又は第２号に該当する者に限る。）をいう。
（就業に関する特例）
第１２条　学術専門職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第４条、第１１条、第５４条及び第６５条

の規定は適用しない。
（契約期間及び契約の更新）
第１３条　学術専門職員の契約期間及び契約の更新は、第５条の規定を準用する。

第５章　削除
第１４条　削除
第１５条　削除
第１６条　削除

第６章　特任専門員
（特任専門員の定義）
第１７条　特任専門員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に雇用する者をいう。
（就業に関する特例）
第１７条の２　特任専門員には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第４条、第１１条、第５４条、第６１条、第６２条及び第６５条までの規定は適用しない。
（契約期間及び契約の更新）
第１７条の３　特任専門員の契約期間及び契約の更新は、第５条の規定を準用する。
第１８条　削除
第１９条　削除

第７章　特任専門職員
（特任専門職員の定義）
第２０条　特任専門職員とは、専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。
（就業に関する特例）
第２０条の２　特任専門職員には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第４条、第１１条、第５４条及び第６５条の規定は適用しない。
（契約期間及び契約の更新）
第２０条の３　特任専門職員の契約期間及び契約の更新は、第５条の規定を準用する。
第２１条　削除
第２２条　削除

第８章　高齢者雇用の特例
（高齢者雇用の特例）
第２３条　特に必要と認めた場合には、第５条第２項（第９条、第１３条、第１７条の３及び第２０条の３において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条に規定する年齢に達した後の者を雇用することができる。

第９章　期間の定めのない雇用への転換
（期間の定めのない雇用への転換）
第２４条　この規程により雇用される期間その他本学における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が５年を超える者が、現に締結している契約の期間の満了する日の３０日前までに所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。
２　前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第５条、第９条、第１３条、第１７条の３及び第２０条の３の規定は適用しない。
（期間の定めのない雇用への転換の特例）
第２４条の２　次の各号に掲げる者に対する前条第１項の規定の適用については、同条中「５年」と

あるのは「１０年」とする。

（１）　特任教員、特任研究員及び学術専門職員

（２）　特任専門員及び特任専門職員のうち科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に関する業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事するものとして特に指定する者

（期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日）

第２５条　第２４条及び前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、第５条第２項（第９条、第１３条、第１７条の３及び第２０条の３において準用する場合を含む。）に規定する年齢とし、定年退職の日は、定年に達した日以後の最初の３月３１日とする。ただし、定年に達した日以後の最初の３月３１日を超えて期間の定めのない雇用となった場合の定年退職の日は、当該期間の定めのない雇用となった日以後の最初の３月３１日とする。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

（特任教員及びリサーチフェロー等に係る経過措置）

２　この規程の施行日の前日から引き続いて、契約の更新又は延長をしたリサーチフェロー等については、第７条、第８条、第１０条及び第１１条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第５条第２項（第１１条第２項において準用する場合を含む。）に規定する俸給月額及び俸給の調整額は、当分の間、平成１７年４月１日現在において適用される東京大学医学部附属病院教職員給与規則による俸給月額及び俸給の調整額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（客員教員に係る経過措置）

２　この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした客員教員については、第５条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医学部附属病院特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（以下「特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程」という。）により雇用されている者のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇

用されている者のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

4　前２項の規定の適用を受ける者のうち、特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則附則第２項及び特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則附則第２項の規定により給与を支給されている者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

（特任助手の特例）

5　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により特任教員として雇用され、かつ特任助手の称号を付与されている者で、この規則の施行日に契約の更新をする者又はこの規則の施行日前から契約期間が引き続く者については、当該雇用が継続する間、特任助手として雇用することができる。この場合の特任助手の就業に関する事項については、改正後の第２章特任教員の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

（特任専門員及び特任専門職員に係る経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医学部附属病院特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年規則第３５号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程」という。）により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（学術支援職員に係る経過措置）

2　この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした学術支援職員については、第１６条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第９章の規定は、この規則の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある雇用について適用し、この規則の施行の日前の日が初日である期間の定めのある雇用の契約期間は、第２４条第１項に規定する通算した雇用の期間には、算入しない。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医学部附属病院特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年４月１日制定）の規定により給与を支給されている者のうち、この規則の施行日に引き続き雇用される者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（改正　令和２年３月２６日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（改正　令和２年３月２６日）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（雇用の上限年齢及び期間の定めのない雇用となった者の定年の経過措置）

2　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間において、改正後の第９条、第１３条、第１７条の３及び第２０条の３の規定により第５条第２項を準用する場合、同条同項に規定する年齢は、次の表の第１欄に掲げる期間の別に応じ、第２欄に掲げる字句に読み替える。改正後の第２５条の規定において、改正後の第９条、第１３条、第１７条の３及び第２０条の３の規定により第５条第２項の規定を準用する場合も、同様に読み替える。

１．期間	２．読み替える字句
令和５年４月１日～令和７年３月３１日	満６１歳
令和７年４月１日～令和９年３月３１日	満６２歳
令和９年４月１日～令和１１年３月３１日	満６３歳
令和１１年４月１日～令和１３年３月３１日	満６４歳

（期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用の経過措置）

3　この規則の施行日の前日において、この規則による改正前の東京大学医学部附属病院特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年４月１日制定）第２６条の規定により再雇用されていた者及びこの規則の施行前に同条の規定により再雇用を申し出た者については、改正前の規定により再雇用することができる。

4　第２４条及び第２４条の２の規定により期間の定めのない雇用となった者（特任教員を除く。）が、第２５条及び附則第２項の規定による定年退職の日の３０日前までに所定の様式により再雇用を申し出たときは、当該退職した日の翌日から満６５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間、１年を超えない範囲内の期間（３月３１日までの期間に限る。）を定めて採用し、更新することができる。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表１　上限額表（第２条関係）

区分	上限額
特任教授	８，３５０
特任准教授	８，２５０
特任講師	７，６２０
特任助教	６，９８０
特任研究員	８，２５０
学術専門職員	６，３４０
特任専門員	８，３５０
特任専門職員	３，７９０

単位：円

別表２　上限額（第４条の２関係）

上限額
４，８００，０００円